

# 建設関連ニュース

今後は、段階的に具体策を展開する。

## ●2020年度道内建設業担い手確保助成を決定（北保証）

北海道建設業信用保証（株）は、2019年度から開始し、2カ年度目にあたる2020年度道内建設業担い手確保助成事業の助成対象事業を決定した。助成対象事業数は30件、助成予定額は20,958千円となっている。

本事業は、建設業団体が実施する道内建設業の担い手確保のための事業に対し、5年間で総額1億円を支援するもの。

## ●「建設産業女性定着促進計画」策定（国土省、5団体等）

1月16日、国土交通省は、建設業5団体、建設産業女性活躍推進ネットワークと共同で「建設産業女性定着促進計画」をまとめた。建設産業で働くすべての助成が「働きがい」と「働きやすさ」を両立し就業継続を実現するのが目的。働く女性を応援する取組を全国に根付かせ女性に選ばれる産業を目指す。

## ●品確法運用指針を改正（関係省庁）

1月30日、公共工事の品質確保促進に関する関係省庁連絡会議が開催され、改正公共工事品質確保促進法（品確法）に基づく発注関係事務の共通ルール「運用指針」を改正することを申し合わせた。改正運用指針では、緊急度に応じた随意契約の活用など災害時の対応を明文化されるとともに、前払金、中間前払金、地域建設業経営強化融資制度の活用については引き続き盛り込まれている。

## ●事務担当者連絡会札幌部会を開催（北保証、札幌建協）

2月26日、北海道建設業信用保証（株）と（一社）札幌建設業協会は、事務担当者連絡会札幌部会を北海道建設会館で開催した。会合には約20人が参加し、北保証のまとめた「道内建設業（保証契約者）の財務比率」をもとに地域別の実情について研修を行ったほか、会員各社の働き方改革や建設キャリアアップシステムの取組状況や課題等に関して意見交換した。

## ●CCUS普及・活用で官民施策パッケージ（国土省）

3月23日、国土交通省は、建設業4団体と意見交換を実施し建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及・活用に向けた官民施策パッケージを打ち出した。2023年度からの直轄・自治体・民間のすべての工事での原則活用に向け、建設業退職金共済制度でのCCUSと連動した電子申請方式への移行を軸に、直轄工事での建設キャリアアップシステム活用を拡大。4月1日、業界団体や自治体、許可行政庁に対して「業界共通の制度インフラ」として活用を要請し、

## ●3月末の道内建設業許可業者増加（開発局、道）

北海道開発局と北海道は、2020年3月末の道内建設業許可業者数をまとめた。知事・大臣許可の合計は1万9566者で、前月から19者減となった。内訳は大臣許可が1者減の166者、知事許可が18者減の1万9400者となっている。

## ●下請債権保全支援事業の事業期間延長（国土省）

国土交通省は、下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図る「下請債権保全支援事業」の事業期間を2021年3月31日まで1年間延長した。保証料負担軽減のための助成は、保証料の1/3、年率1.5%上限で変更はない。

## ●直轄工事請負契約書を改正（国土省）

4月1日施行の民法改正を踏まえた中央建設業審議会の公共工事標準請負契約約款の改正とその実施勧告を受け、3月17日、国土交通省は、直轄事業に用いる工事請負契約書を改正し、4月1日以降に契約を締結する工事で適用する。主な改正点は、譲渡制限特約があっても債権譲渡が有効になったことを踏まえ、請負代金債権、業務委託料債権が譲渡できる規定を追加や解除権を催告解除と無催告解除に整理したこと等。

## ●新規申込企業向け割引開始（NDN）

4月1日、日本電子認証（株）は、主力の電子認証サービス「AOSign サービス」の新規申込企業を対象に、「アンケートご回答特典 初回とく割」を開始した。最大1万3000円の割引を適用する。

## ●経営事項審査基準を改正（国土省）

国土交通省は、経営事項審査の審査基準を改正し、4月1日から、「技術力（Z）」の技術員職員区分を見直す。建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用した建設技能者能力評価制度で最高位のレベル4とレベル3の判定を受けた技能者が所属する企業に対し、前者は3点、後者は2点を加点対象として、これまでの加点対象に追加する。

- 地域建設業経営強化融資制度（出来高融資）
- 下請債権保全支援事業（保証ファクタリング）など  
国土省の金融事業に関するお問い合わせは、

**KHS 北保証サービス株式会社**

<http://khs-net.jp/>

〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地

北海道建設会館4F

TEL：011-241-8654 / FAX：011-222-6601